

平成 22 年 5 月 18 (火)
於：三番町共用会議所 2 階大会議室

食料・農業・農村政策審議会
平成 22 年度第 2 回畜産部会議事録

農林水産省

目 次

1. 開 会	1
2. 部会長挨拶	1
3. 委員紹介・出席状況報告	1
4. 資料確認	1
5. 議事の進め方	2
5. 資料説明	2
6. 意見交換	1 2
7. 閉 会	3 3

開 会

○山根畜産総合推進室長

定刻になりましたので、ただ今から食料・農業・農村政策審議会平成 22 年度第 2 回畜産部会を開催させていただきます。

皆様方におかれましては、御多忙のところ御出席いただきまして、本当にありがとうございます。

部会長挨拶

○山根畜産総合推進室長

鈴木部会長に一言御挨拶をいただいた上で、議事をお進めいただきたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

○鈴木部会長

皆さん、おはようございます。

本日は、酪肉近基本方針を議論する大詰めの部会となりますが、一方で緊急の問題として、口蹄疫の広がり深刻な状況となってきましたので、この点につきましても、畜産部会としても深刻に受け止めていかなければならないと考えておりますので、この点についての情報も含めまして、今日は御議論をいただきたいと思います。よろしくお願ひ申し上げます。

委員紹介、出席状況報告

○鈴木部会長

まず事務局から、委員の出席状況と資料確認についてお願いいたします。

○山根畜産総合推進室長

本日の出席状況でございますが、秋岡委員、大藪委員、小野委員、武見委員、飛田委員、福田委員、向井委員におかれましては、所用によりまして、本日御欠席とのことでございます。

なお、松木委員におかれましては、諸般の御事情により辞任届が提出されまして、先般、了承されましたので、御報告いたします。

規定によりまして、部会は委員及び議事に関係ある臨時委員の 3 分の 1 以上が出席しなければ会議を開き、議決することができないとされておりますが、全体で 19 名のうち 12 名が出席されておりますので成立しております。

なお、本日の政務二役の御出席でございますが、当初、佐々木政務官に御出席いただく予定でしたが、国会が非常に重なっておりまして、ぎりぎりまで御出席の可能性を探っていただきましたが、結果として、本日は難しいということでございます。

資 料 確 認

○山根畜産総合推進室長

次に、本日配付しております資料につきましては、資料一覧のとおりです。不足がある場合には、事務局までお申し付けいただければと思います。

それでは部会長、お願いします。

議事の進め方について

○鈴木部会長

それでは議事に入りたいと思いますが、最初に、今回も明治乳業様の御厚意で牛乳をいただいておりますので、最初に御紹介しておきたいと思います。ありがとうございます。

さて、前回は酪肉近基本方針の骨子案などにつきまして御議論いただきました。今回は事務局の方で、前回の部会での議論を踏まえまして、本文案を提示いただいておりますので、これらに基づきまして議論をしていきたいと思います。

円滑な進行に努めまして、正午を目途に終了したいと考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

資 料 説 明

○鈴木部会長

それではまず、順次事務局から資料の説明をお願いします。

○山根畜産総合推進室長

まず、酪肉近基本方針の「第1 基本的な指針」ということで、お手元の資料4について説明したいと思います。

資料4ですが、前回いただきました意見を踏まえて修正したところを中心に説明したいと思います。

まず、1ページの1の②ですが、国土の保全等の多面的機能ということで、前回、国土の保全を全面に打ち出すべきだという御意見をいただきましたので、その旨、記述しております。同じく④の資源循環につきましても、御意見を前回いただきましたので、このように記述させていただいているところです。

「2. 畜産・酪農所得補償制度の導入」の①でございますが、前回、方向性ですとか、現行制度の検証をすべきであるなど、様々な御意見をいただきました。そういった御意見も踏まえまして、2パラですが、「現在、酪農・肉用牛生産に対しては」とございまして、「肉用牛肥育対策等については、所得補償制度の導入を見据え、これまでの複雑な仕組みを全国一本の簡素な仕組みに統合する等の見直しを行ったところである。畜産・酪農所得補償制度については、酪農や肉用牛生産等の特性を十分に踏まえつつ、現行の経営安定対策が果たしている機能や新たな仕組みの実施状況等を検証し、そのあり方や導入時期を検討する。その際、生産現場の意見を十分に聴くこととする」という文章にさせていただいているところです。

同じく2ページの3の(1)の①で、6次産業化の取組等ということで、前回、6次産業化の取組ですとか、その他の所得向上の取組、コスト削減の取組がまとめて書いてあったために、わかりにくいということでしたので、まずパラグラフごとに分けてございます。①の2つ目のパラグラフで、6次産業化について書いてございます。前回、コーディネーターの活用が必要という御意見もございましたので、その旨書いてございます。また、前回、肉用牛に関しては、生産者団体を中心とした取組が有効であるという御意見をいただきましたので、その旨書いておるところです。また、

経営指標の方でもこのような類型を追加してはどうかという御意見がございましたが、後ほど経営指標を説明させていただきますが、基本的に経営指標は酪農・肉用牛経営の基本的な技術指標を定めているものですので、馴染まないのではないかとということで、そのような類型は追加してごさいませんが、文章としてはここでしっかり書かせていただいております。「また」以下で、6次産業化以外の所得向上の取組、また「さらに」のところ酪農の取組、「一方」のところコスト削減を記述し、全体を整理させていただいたところです。

次は4ページの「④脂肪交雑重視から多様な和牛肉生産への転換」ということで、骨子案では、生産者において、脂肪交雑の多い牛肉を生産する傾向が強いという文章でございましたが、これにつきましては、生産者の認識と消費者ニーズの間に距離があり、これを縮めていくことが大事であるという御意見をいただきましたので、その旨、書き換えまして、例えば、5行目ですと、「こうした生産者の認識と消費者ニーズの間の乖離を縮めていくことが必要である。このため、適度な脂肪交雑の和牛肉等の生産を促すとともに、こうした牛肉の販路の確立を図る必要がある。また、こうした観点から、「おいしさ」に着目した指標研究や改良を進めるとともに、脂肪交雑の多くない日本短角種など黒毛和種以外の和牛については、地域振興という観点からも、地域の飼料資源等を活用し、品種特性に応じた生産を推進する」という文章にしております。

(3)の①ですが、前回、小規模な酪農経営が日本の酪農を支えてきたという御意見がございました。そういった御意見を踏まえまして、1行目の終わりの方ですが、「小規模な家族経営を含む様々な意欲ある」として、小規模な家族経営を明示し、その重要性について書かせていただいております。②の新規就農者の育成・確保でございますが、前回、ここについて記述を充実すべきだという御意見がございましたので、そのような肉付けをさせていただいたところです。

次は5ページの④で、前回の骨子案では記述しておりませんでした。畜産分野におきましても女性の活躍、又は高齢者の能力の活用が必要ということで、基本計画にも書いてございますが、酪肉近の方でもあえて書いた方がいいのではないかとということで、新しく追加させていただいているところです。

同じく5ページの(4)の②で、前回、コントラクター、TMRセンター等を地域のコミュニティーセンターとして、ここを中心として試験場ですとか様々な技術者、又は獣医師などが連携して、技術指導のネットワークを図るべきであるという御意見をいただきましたので、その旨書かせていただいているところです。

7ページの「⑥衛生対策の推進による生産性向上等」ということで、2パラの「また」のところの3行目の最後の辺りですが、危機管理体制を強化ということで、さらに、御承知のとおり口蹄疫が発生しており、こうしたことを踏まえまして、「こうした伝染病が発生した場合には、迅速かつ的確な防疫措置を実施するとともに、畜産農家等の経営維持等のために必要な支援を行う」という文章を、酪肉近にも書かせていただいたところです。

8ページの上の方の⑤ですが、和牛の遺伝資源の重要性にも十分に配慮すべき旨記述すべきだという御意見がございましたので書かせていただきました。「様々な品種・系統等多様な遺伝資源を確保し、国内で最大限に保護・活用することは重要である」との記述をさせていただいているところです。

次に9ページの(8)の②ですけれども、産地食肉センターも色々整備されてございますが、一方で食肉卸売市場の価格形成機能が重要であるという御意見を踏まえまして、「産地食肉センターにおける食肉の取引価格は、一般的には、食肉卸売市場における取引価格を指標としていることを踏

まえ、その基本的機能の強化を図る」という文章を追加させていただいております。

11 ページの「(3) ①飼料生産支援組織の育成、高度化」でございますが、前回、コントラクター、TMRセンターの合理的な運営について、何らかの経営指標のようなものを設定できないかという御意見がございました。しかしながら、指標を設定するための優良事例ですとか、様々な事例の集積がまだございませんし、経営指標は酪農・肉用牛生産の経営の指標ということもございまして、なかなか指標を設定することは難しいところですが、法人化や経営規模の拡大等による経営の高度化を図っていくということは明確に書いてございます。

17 ページの(3) 食育などのところについてもいくつか御意見をいただきまして、総じて、もう少し丁寧に力強く書くべきだという御意見でしたが、それらを踏まえまして、大幅に書き加えております。例えば①の1パラですと、「世界最大の食料純輸入国である我が国において、国内で酪農・肉用牛生産を行い、国産飼料の積極的な活用を図ることは、食料安全保障へ貢献するだけではなく、地域経済の活性化や、良好な景観の形成、国土の保全などの多面的機能の発現にも貢献する。これらのことについては、国民全体が享受するものであることから、自給飼料基盤に立脚して国内生産を行うことの意義について幅広い情報発信に努め、国民に理解を求めていくことが必要である」という文章を書き加えてございます。②におきましても、ふれあい牧場や酪農教育ファームをはじめ、食育の重要性について書いているところです。

第1のところは以上です。

○倉重牛乳乳製品課長

引き続き、同じ資料の18 ページから、生乳の需要の長期見通しと地域別の生産数量について説明申し上げます。

18 ページ、まず需要の長期見通しでございます。他飲料との競合等から、飲用牛乳を中心に需要については減少が見込まれるところですが、ただ飲むだけではなく、食べることにも重点を置いた飲用牛乳などの消費拡大や業務用需要の拡大等による飲用牛乳の消費拡大を見込みますとともに、輸入品との置き換え等によるチーズの需要拡大などにより、全体として平成32年度の国内消費仕向け量は現在とほぼ同じ水準の1,123万tの需要を見込んでいますところではございます。

19 ページの表に地域別の見通しがございますけれども、これにつきましては地域ごとの人口予測等を見込んで設定したものです。

次に、20 ページを開けていただけますでしょうか。生乳の生産数量につきましては、トレンドでは750万t程度まで減少する見込みですけれども、我が国における酪農生産基盤の確保の必要性等を踏まえまして、飲用牛乳の消費拡大やチーズの需要を積極的に見込むことにより、全体としては800万tという目標を設定しているところです。

地域別の生産数量目標につきましては、各地域の近年の酪農経営の動向等を踏まえて算出したものですが、北海道につきましてはほぼトレンドに従った生産を見込むとともに、都府県につきましては、トレンドでは大幅な減少が見込まれるところですが、都府県酪農の重要性から、政策等により一定の生産規模が確保されると見込みました結果、平成32年度におきましては、北海道が生産量の過半を占め、都府県においても一定の生産量は確保されるという目標にしているところです。

以上です。

○菊地畜産技術室長

続きまして、21 ページですけれども、5の乳牛の地域別の飼養頭数の目標についてです。

先程、牛乳乳製品課長から説明がありましたように、平成32年度の生乳の生産数量目標は800

万 t と微増にとどまる一方で、1 頭当たりの乳量は 1 割程度の増加を見込んでおり、全国の乳牛飼養頭数は 132 万頭と見込んでおります。

また、地域別の飼養頭数につきましては、北海道は過去のトレンドを見ますと、やや減少から横ばいで推移しており、平成 32 年度もほぼ同じ水準を見込んでおります。都府県におきましては、全国の飼養頭数の目標である 132 万頭から、北海道の頭数を差し引いて、現状の構成比率を基本に地域別の内訳を設定してございます。なお、各地域の過去のトレンドを単純に延長すれば、表に示した数値より減少が見込まれますけれども、6 次産業化の推進等によりまして、頭数の減少は緩やかになると見込んでおります。

戻っていただきまして、18 ページの 1 の牛肉の需要の長期見通しについてです。1 人当たりの消費量は、現状よりわずかに増加すると見込む一方で、人口の減少に伴い需要量はわずかに減少することも考慮して、平成 32 年度の国内消費仕向け量は 115 万 t と設定しております。

続いて、20 ページを御覧いただけますでしょうか。4 の牛肉の生産数量目標についてです。適度な脂肪交雑の牛肉など、消費者の多様なニーズに対応した牛肉生産を推進することによりまして、可能な限り国産牛肉の生産を維持していくとの考えの下で、平成 32 年度の見通しは、現状と同じ 52 万 t を見込んでおります。

続いて、21 ページを御覧いただきたいと思えます。5 の肉用牛の地域別の飼養頭数の目標についてです。表の一番下の全国計を見ていただきますと、現在、乳用種及び交雑種の肥育牛、肉専用種の肥育牛と繁殖牛を含む 292 万頭の肉牛と乳牛の廃用牛から、52 万 t の牛肉が生産されている訳ですが、乳牛の頭数が 150 万頭から 132 万頭と 18 万頭ほど減少することに伴いまして、乳用種及び交雑種の肥育牛と乳牛の廃用牛といったものの減少分を、肉専用種の肥育牛で補う必要があるということで、肉用牛が現状の 292 万頭から、4 万頭増加しまして 296 万頭を見込んでございます。地域別の内訳についてですが、北海道と九州におきましては、近年、増加傾向で推移しているということもあり、この 2 地域で 4 万頭分の増加を図るということで、北海道では 53 万頭から 59 万頭、九州では 111 万頭から 123 万頭としまして、他の地域につきましては現状の頭数を維持するということです。

以上です。

○山根畜産総合推進室長

続きまして、22 ページ以降の基本的指標について説明させていただきたいと思えます。

22 ページの「1 基本的考え方」ですが、2 つ目のパラグラフで、「経営指標は、「第 1 酪農及び肉用牛生産の近代化に関する基本的な指針」の方向性の下で、一定の立地条件の下での多様な酪農及び肉用牛経営の展開に資するよう、飼養形態や飼料生産体系等に係る様々な具体的取組を経営指標として例示的に設定する」としております。さらに、「なお」のパラグラフですが、前回、経営指標の設定に当たり、経営内で全ての自給飼料を賄うということを目指すのではなく、地域内の飼料資源を使うことも考えた方がいいのではないかという御意見をいただきましたことを踏まえまして、「土地条件の制約が大きい地域における経営類型については、経営規模が大きいほど、概して、経営内飼料自給率が低下し、地域内の飼料資源をより多く活用する」としているところです。

具体的な経営指標につきましては 24 ページ以降にございます。酪農で 7 つ作ってございます。

簡単に説明しますと、1 つ目から 3 つ目が北海道で、1 つ目は家族経営で平均的な飼養規模で放牧を活用する形態です。2 つ目は家族経営で、繋ぎ・パイプラインで飼養可能な最大限の規模拡大をしているもの。3 つ目は協業法人で大規模化し、フリーストール、パーラー・ほ乳ロボットとい

う設備投資をしている類型です。

4つ目以降は都府県です。4つ目は都府県の平均的な飼養規模です。5つ目は、繋ぎ・パイプラインでの飼養可能な範囲での規模拡大。6つ目は協業法人化をして設備投資を行うものです。7例目が6次産業化としてのチーズ加工の取組や放牧等も取り組むものです。先程申し上げた点ですと、飼養形態の給与方式、のところで、都府県では稲WC Sを利用するという点で、地域内の飼料資源を使うものとしております。

次に、2の肉用牛の経営指標です。繁殖経営の1つ目ですが、50頭規模ということですが、繁殖経営は全国平均では非常に零細な規模になりますが、北海道としての標準的規模で、公共牧場等を利用して労働負担を軽減し、同時に耕種部門からも収入を確保する類型です。2は、専業としての繁殖経営で、ほ乳ロボットのような設備投資もする類型です。3番目以降は都府県ですが、まず、10頭の規模でCBS（キャトル・ブリーディング・ステーション）ですとか、CS（キャトル・ステーション）を活用する類型。前回、このような飼養形態を今後の目標としておくべきなのか疑問という御意見もございましたが、今回は、畜産農家それぞれの経営発展に資するために、参考となるような様々な類型を設定するとの考え方の中で、高齢者の経営維持とか、新規参入の入口としての類型としては、こういうものも考えられるのではないかと考えております。4番目は、都府県で標準的な規模のもので、複合経営で耕種部門からも収入を得るもの。5番目は専業の家族経営の形態です。

次に、3の肉用牛（肥育・一貫）経営です。まず、1つ目の経営ですが、これもどちらかという標準的な飼養規模で、繁殖と肥育の一貫経営で、出荷月齢を短縮化し、生産効率を上げるということです。例えば、牛の欄の上から出荷月齢は25カ月齢程度になっており、右と比べていただければ、2カ月程短くなっております。これは子牛を導入してきて、飼い直し等の期間もありませんので、効率化、生産性向上が図れるというものです。2つ目の経営は、肉専用種肥育経営。南九州を念頭においておりますが、150頭規模の標準的な規模かと思えます。3番目は北海道ですが、乳用種の育成と肥育の一貫経営をしているところが、経営の多角化を図るため、交雑種も取り入れて発展するような類型です。

前回、経営類型につきましては、所得目標等を定めるべきではないかという御意見を頂戴いたしました。この御意見につきましては、内部で真摯に検討させていただきました。前回は若干説明させていただきましたが、前回の酪肉近の経営指標では、確かに各類型につきましては、効率的かつ安定的な経営が目指すべき所得の目標を設定しておりましたが、これはそもそも前回の基本計画におきまして、効率的かつ安定的な経営として、酪農・肉用牛経営では、生産コストの低減目標を2割として、これを前提に農業経営の展望を策定しまして、さらにこれを踏まえて、酪肉近の経営指標でも所得目標を策定したという経緯がございます。簡単に言いますと、施策を担い手に集中するという考え方の中で所得目標を示して、誘導していくという性格のものが強かったと理解しております。

今回の基本計画におきましては、小規模な家族経営を含む多様な農業者を下支えしまして、さらにその農業者が各々の創意工夫や主体的な判断で経営を維持・発展していくという方向に政策転換しておりますので、こうした考え方の中では、酪肉近においても所得目標を定めないことが適当ではないかと考えているところです。

以上です。

○倉重牛乳製品課長

同じ資料の 27 ページ、第 4 の集乳及び乳業の合理化等々に関する部門について説明いたします。

まず、集送乳等経費の目標ですけれども、集送乳等経費とは 27 ページの下に注がごございますように、各指定生乳生産者団体における集送乳経費、販売手数料、クーラーステーション管理経費、検査手数料等々の合計ですが、この経費を低減していくことが酪農家にとっては所得の向上に、消費者へは安価で供給できることに繋がりますので、一層進めていく必要があると考えております。この目標に関しましては、現状では各指定生乳生産者団体間のコストの格差がありますが、それをそれぞれ埋めていくという考え方の下で、平成 19 年度の実績を基準としまして、現状の 7～9 割という目標を掲げております。

次に、29 ページに乳業の合理化の目標がごございますけれども、まず製造販売コストの目標です。これまでの乳業工場の再編合理化の進展状況や、製造技術の革新等による過去の製造コストの削減実績を踏まえた上で、実現可能と思われる目標ということで 8 割と設定しております。

次に、牛乳・乳製品工場数の目標ですけれども、地域の実情に応じて乳業の再編合理化は進めていく必要があると考えておりますが、これも過去の実績等を勘案いたしまして、実現可能と考えられる目標として、全体としては目標策定時の 8 割程度としているところです。中でも乳製品工場につきましては、一時期、非常に再編合理化が進みましたが、近年伸び悩んでいるという実情を踏まえまして、8～9 割という目標にしております。

次に、牛乳・乳製品の安全性の確保に関する目標の設定ですけれども、30 ページを御覧いただければと思います。製品の品質の向上や安全性を求める消費者の方々の要請に応えるためにも、高度な衛生管理を行う HACCP を普及することは重要だと考えております。特に飲用牛乳につきましては、消費者の皆様のご関心も高いことから、9 割以上との目標を設定するとともに、脱脂粉乳についても 8 割以上との目標を設定しているところです。

以上です。

○渡邊食肉鶏卵課長

次に、同じく 30 ページでございましてけれども、肉用牛と牛肉の流通の合理化に関する基本的な事項について説明いたします。

国産牛肉を適正な価格で安定的に供給していくためには、農家段階における生産コストの縮減のみならず、肉用牛や牛肉の流通コストを低減していくことが重要であると考えております。このため、これまでの酪肉近におきましても、肉用牛の流通の合理化として、家畜市場の取引頭数の目標、牛肉の流通の合理化と関係しまして、食肉処理施設の処理頭数などの目標を設定してきたところです。今回につきましてもこういった考え方の下、31 ページの上の部分に、基幹的市場を除く家畜市場の取引頭数の目標としまして、表のとおり、年間取引頭数を 3,500 頭以上、1 日当たりの平均取引頭数を 250 頭以上という目標を掲げたところです。

次に、食肉処理施設の牛肉の流通の合理化です。31 ページの下の表ですけれども、食肉処理施設の 1 日当たりの処理頭数、稼働率の目標としましては、1 日当たりの処理能力は現状で 704 頭と、そこそこのところまでできていますが、これからの課題は稼働率の向上にあるという認識です。目標としましては、1 日当たりの処理能力を 700 頭以上、稼働率を 80 % 以上という数字を実現したいということで、1 日当たりの処理頭数は 560 頭以上というものを目標としてお示したところです。

以上です。

○鈴木部会長

続きまして家畜改良増殖目標について、事務局から説明をお願いします。

○菊地畜産技術室長

家畜改良増殖目標につきましては、今後の家畜改良の指針であり、内容が専門的であることから、畜種別に専門家の方々から御意見をいただきまして、案を取りまとめたところです。

資料6が各畜種別の改良増殖目標（案）でございまして、内容は家畜の能力、体型、頭数等について定めております。また資料5に、家畜改良増殖目標の内容をわかりやすく、ポイントを説明するものとして用意させていただきました。今回は資料5の改良増殖目標のポイントを説明させていただきたいと思っております。

1ページをめくっていただきたいと思います。全体的な見直しのポイントを掲げております。一番上段に赤字で書いてあるところが今回の見直しのポイントで、特色ある家畜による多様な畜産経営に貢献すると。消費者の方々のニーズに対応した畜産物を供給すると。それから、少ない飼料で多くの畜産物を生産するという観点で目標を作っております。

次に、それぞれの畜種について、ポイントのみを説明させていただきたいと思っております。

4ページに、乳牛の10年後のイメージということで、改良増殖目標のポイントが示されております。1つ目は左上に示しておりますように、乳たんぱく質含有量が高くてチーズ生産に適した品種ということでブラウンスイス種ですとか、或いは乳脂率が高くて濃厚な牛乳が特徴であるジャージー種といったような、品種の改良・増殖を進めていくことが1点目です。2つ目は右上に示しておりますように、現在の乳牛は赤い線で示しましたように、分娩後40～50日で泌乳ピークを迎え、その後、だんだん乳量が減っていきますけれども、泌乳ピークの時には泌乳量と栄養バランスがアンバランスになって体調を崩しやすいと。逆に、泌乳後期には栄養過多となって肥満になりやすいという問題がありますので、今後は青い曲線にありますように、泌乳曲線がなだらかな山を描くような、いわゆる泌乳持続性が高い乳牛に改良していきたいと考えております。こういった乳牛は、同じ乳量でも体への負担が小さいということで長持ちしますし、飼いやすいというメリットがございまして、3つ目は左下にございまして、遺伝子レベルでの育種改良を進めていこうということで、DNA配列の差によりまして能力差が生じている場合がありますので、DNA配列の差を見つけて、優秀な乳牛を選抜していこうということです。

5ページですけれども、肉牛です。1つ目は左上に示しておりますように、改良の中心を従来の脂肪交雑（サシ）から増体能力に移していこうということです。そうした中で、褐毛和種ですとか、日本短角種といった黒毛和種以外の品種につきましても、飼料利用性ですとか、放牧適正に優れているとか、或いは増体能力が高いといった品種特性を活かしまして、特徴ある和牛肉の生産を進めていきたいと考えております。2つ目は右上に示してありますように、従来の脂肪交雑中心の格付に加えまして、食味ですとか、成分といったものによる牛肉の評価手法の開発を目指していこうということです。3つ目は左下にありますように繁殖性を改善するということで、4歳時点の子牛の数を指標化しまして、繁殖能力を総合的に評価することにより選抜していこうということです。4つ目は、最近、肉質能力の高い種雄牛が盛んに使われているということもございまして、近親の程度を示す近交係数が高まっております。資料では平成17年産の黒毛和牛の平均近交係数は6%となっておりますけれども、いとこ同士の交配で生まれた子牛の近交係数は6.3%ですので、この水準を超えているという状況です。近親が進みますと、繁殖能力の低下が危惧されますので、このような状況を回避するためにも、多様な品種、或いは系統を保存・確保することによって、種々の改良ニーズに対応できるような方向性を打ち出していきたいと考えております。

6ページが、豚の関係です。1つ目は、特色ある豚肉を効率的に生産できる体制を整備していこ

うということですので、左上に示しましたように、我が国の肉豚生産につきましては、ランドレース種と大ヨークシャー種を交配したものに、さらにデュロック種を交配する三元交配が行われております。まずは、この部分が効率的に行われるように右上に示しましたように、豚の遺伝的能力を評価しまして、遺伝的能力のレベル水準、或いは特徴を明らかにするとともに、これらをデータベース化しまして、生産者の方々が求める育種素材を効率的に利用できる体制を作っていきたいと考えております。2つ目は、安全でおいしい豚肉を生産するというので、左下にありますように、三元交配の雌系として利用されるランドレース種につきましては、母豚1頭当たりの子豚の生産頭数を増やす。また、雄系として利用されるデュロック種につきましては、飼料要求率ですとか、1日増体量の改善を図っていくということです。3つ目は、豚の改良による生産性の向上と併せまして、その能力を最大限発揮できるようにHACCP方式とか、或いはオールイン・オールアウト方式の導入など、衛生・飼養管理手法を普及していくことを考えております。

1ページめくっていただきまして、鶏の関係です。1つ目は、上の枠の部分にありますように、国産鶏の鶏肉、鶏卵のそれぞれの特性に応じまして、特色ある製品を供給できる体制を構築するという事です。現在、都道府県は在来鶏の系統維持を行いまして、家畜改良センターにおいて、こうした在来鶏との組み合わせる素材鶏を供給することによって地鶏生産を行っている訳です。また、センターが造成しました系統同士を組み合わせまして、国産鶏として、図にもありますように、肉用鶏では「はりま」とか「たつの」、或いは卵肉兼用種では「岡崎おうはん」といった国産鶏を軸にしまして、特色ある鶏づくりを進めるということと、右上にありますように、卵の中に血斑が混じるとか、或いは殻が簡単に破れるということがないように、品質向上を進めていきたいということです。2つ目は下の枠の部分ですけれども、効率的な生産を進めるということで、卵用鶏につきましては必要な飼料量の節約ですとか、年間産卵数の増加、また肉用鶏につきましては、1日当たりの体重の増加を目指した改良を進めていきたいと考えております。

8ページは馬の関係です。一つ目は上の枠にありますように、馬につきましては競走馬とか食用ということの他に、楽しみとか安らぎ、癒しをもたらす効果がございまして、最近では乗馬を教育ですとか医療福祉、或いは地域振興に活用するというので、多様な試みも進められております。このように馬の改良を通じまして、豊かな社会を提供するというのと併せまして、馬生産農家の経営安定化を図っていくということです。2つ目は下の枠にありますように、競争能力ですとか、心肺能力を科学的に分析しまして、データに基づいた馬の育成をすることで、強い馬づくりをする。そういった中で、ダイナミックな競馬を提供していきたいということです。

最後に9ページをめくっていただきまして、めん羊と山羊です。上の枠にありますように、めん羊につきましては、比較的頑強で手間がかからないと。そういった中で、痩せた土地でも飼うことができるといった特性を見直す機運も出てございまして、ラム肉の生産ですとか、山羊乳チーズといった特色ある畜産物へのニーズも高まっておりますので、様々な地域活性化に繋がるような取組を進めていきたいということです。

以上です。

○鈴木部会長

次に、国民の皆様からの意見募集について、事務局から説明をお願いします。

○山根畜産総合推進室長

今回、骨子案及び家畜改良増殖目標のポイントにつきまして、国民の皆様からの御意見を募集したところです。資料7、8とございます。5年前に比べまして、非常に多数の御意見をいただい

いるところです。内容につきましては、時間の関係上、詳細な説明は省略させていただきますが、本日の審議の御参考にしていただければと思います。

以上です。

○鈴木部会長

それでは、その他、口蹄疫の発生状況などにつきまして、事務局から説明をお願いします。

○山本国際衛生対策室長

資料9と9-2をお願いします。まず、資料9を1枚めくっていただき、地図で発生状況を説明させていただきます。

本日現在で126例ですが、2つの円が右と左にあると思います。右が川南町を中心とする地域です。地図の太い線が10kmの円で、移動制限を示しております、その域内では家畜の移動等が禁止されます。点線が20kmで搬出制限区域で、域内の移動は構わないのですが、域外には出ることができないという性質のもので、右の方で川南町、1例目は都農町ですが、確認されたのが4月20日です。その後、4月28日にはえびの市でも1例目を確認され、その後、散発で4例の発生が確認されております。右の方の円を見ていただきますと122例、ほとんどが川南町です。ただ、少し南下してきている円がありますけれども、県の家畜改良事業団、報道で御存じかと思いますが、5月15日に高鍋町で確認され、現在3例。昨日は、もう一つ下の新富町で1例確認されております。基本的には、川南町の中での発生が続いているという状況です。

1枚目に戻って下さい。1番目に発生農場126戸とありますが、頭数では11万4,000頭となっております。昨日から15例、15農場増えまして2万8,000頭ほど増えております。その下に49例は防疫措置が終了、6例は殺処分が終了とありますが、残る71例、6万頭は殺処分を実施中、又は今後実施予定ということで、大幅に積み上がっているという状況です。

2点目は、緊急消毒の実施です。宮崎県及び近隣県では農家、或いは消毒ポイントにおいて、全額国庫負担による消毒をやっております。宮崎県への人的支援は、昨日、山田副大臣をヘッドに関係府省の担当者からなる現地対策本部を設置しております。以前から国から現地対策本部へ派遣しておりましたが、その体制を強化するため、副大臣をヘッドとする10府省での体制に変更しております。

さらに、資料には書いてありませんが、政府の口蹄疫対策本部も昨日夕方、総理大臣を本部長とする形に見直されております。さらに現地支援ということで、九州農政局、或いは本省の幹部を宮崎県の対策本部に常駐させております。獣医師については448名、40都道府県、或いは政府関係者等から派遣しております。また、自衛隊は毎日約170名の体制で、重機、色々な車両とか掘削機械を出していただいております。

4番目は、周辺農場の状況です。発生農場の疫学関連農場では、随時追跡調査を実施しておりますが、現時点で2つの地域以外での発生は確認されておられません。②については、さらに疫学関連の有無に関わらず、全国の都道府県において農場の緊急調査を全て終えておりますが、現在のところ異常は確認されておられません。中には念のためということで、色々検査をしているものも幾つかありますが、すべて否定されているという状況です。

5番目は感染経路の究明です。これは専門家からなる疫学チームを作りまして調査をしております。さらにウイルスについては、遺伝子のアミノ酸配列を調べておまして、このシーケンスのデータからは、韓国及び香港で近年確認されたものと極めて近いということがわかっております。

次に資料9-2で、関連対策を説明させていただきます。関連対策の1ページは、防疫対策の

部分です。先程説明しました緊急消毒、全額国庫負担、或いは防疫作業体制の支援ということで、獣医師等の派遣、感染経路の究明をやっております。

あと、埋却地の確保が非常に重要になっておりまして、埋却地の確保に必要な場合、借地料についても国のほうで支援するということが、書いてありませんが、国有地の活用についても今、積極的に検討を進めているということです。財政支援というところだと、地方公共団体の負担分については、特別交付税の措置をするということで動いているところです。

その他では、国が緊急備蓄している防疫資材、防護服1万7000着等を無償提供する等しているところです。

次のページが、関連対策です。一番上のところは家畜伝染病予防法の部分ですので私が説明いたします。殺処分される家畜に対する手当金は、患者は評価額の1/3、疑似患者は4/5ですが、よく問い合わせがあるのは、評価人がそれぞれの家畜の資質、能力を加味した実勢価格で評価して、その4/5が支払われるというものです。

また、焼却とか埋却に要する経費の1/2は国が、残り1/2は県が負担するというものです。あとは消毒薬ということで、生産者からの負担がないという仕組みです。殺処分している疑似患者では、4/5を国庫負担、1/5は県が負担するというところで、ここを今、検討しておりまして、この1/5とか、埋却の1/2の県負担は、先程の特別交付税で措置をしようと考えているところです。

○山根畜産総合推進室長

2以降について、説明いたします。

当面の資金対策としまして(1)ですが、家畜疾病経営維持資金。これは発生農家の経営の再開、又は経営が困難になった農家の経営継続のための資金ですが、貸付対象者について、従来は発生農家の他には、移動制限区域内の農家に限られていましたが、今回これを搬出制限区域内の農家にまで拡大し、同時に、融資枠を拡大したところです。また(2)で、殺処分後の新たな家畜の導入による経営の再開を支援するための家畜防疫互助基金について、1/2を国が補助しているところです。

3ですが、家畜市場の開催の中止等により子牛の出荷ができない等の状況を踏まえまして講じている対策です。(1)の①ですが、宮崎、鹿児島、熊本、大分の4県で、肉用子牛生産者補給金の飼養開始月齢の要件の緩和。これは例えば、育成農家が酪農家からのヌレ子を引き取ることが、今の状況ではなかなかできないということで、通常は制度の対象となる育成農家の飼養開始月齢を2カ月にしておりますが、これを4カ月にしたところです。また、4県における新マルキンの登録月齢も、14カ月までとなっているものを、16カ月までにしたところです。また、搬出制限区域内における新マルキンの生産者拠出金を免除、さらに、養豚経営安定対策の生産者拠出金を免除という措置を講じております。次に、(2)滞留する家畜等への対応策として、①は、搬出制限区域内で子豚を淘汰、焼却・埋却した場合の助成、②は、出荷適期を超えた肉豚は一般的に価格が下がりますので、価格の下落分及び飼料代等について一部助成をするという措置です。

3ページの③ですが、出荷できないと畜舎が狭くなるということで、畜産高度化支援リース事業を活用しまして、簡易畜舎ですとか、カーフハッチの整備を追加したところです。④は、農協において滞留する子牛を導入し、地域内の一貫生産をする場合に助成するという措置です。⑤も、導入する子牛の月齢の要件を緩和するものです。⑥は、今後、家畜市場の再開に当たりまして、防疫を強化する場合ですとか、4県外からの購買者への輸送費助成ということを支援することにより、市

場の活性化に資する措置です。さらに、口蹄疫の発生により全国のと畜場に滞留する原皮の処理への高度化処理に対する助成措置です。

さらに4の家畜共済事業における対応として、共済掛金の納入を猶予する特例措置を講じておりますし、分納している者が正当な理由があつて払えない場合には、払ってなくても共済金は支払うという措置を講じているという状況です。今後とも状況に応じて、必要な対策を講じるということでございます。

口蹄疫の関係については、以上です。

○鈴木部会長

続いて、事業仕分けの関係についてお願いします。

○山根畜産総合推進室長

資料10ですが、簡単に説明いたします。

先般、4月27日に農畜産業振興機構の畜産関係業務に関する事業仕分けが行われまして、事業を実施する必要性や海外事務所の機能を中心に議論が行われました。

委員の評価につきましては、表のとおりですが、畜産関係業務につきましては、廃止が1名、国等が実施が3名、当該法人が実施が11名、事業規模につきましては、縮減が12名、現状維持が2名という結果です。情報収集提供業務につきましては、海外事務所の廃止が10名、国等が実施が1名、当該法人が実施が4名という状況でして、取りまとめ人による評価結果としては、畜産関係業務につきましては、プール式のあり方を見直し、緊急性のある事業以外は国直轄で実施することも含め、事業の整理・縮減。情報収集提供業務につきましては、海外事務所の廃止となっております。

今後、この仕分け結果を受けまして、私どもとしましては、現場の声や関係者の意見をよくお聴きしながら、ALIC事業の効率化及び機能的な事業実施といった点について、検討していきたいと考えているところです。

○菊地畜産技術室長

家畜改良センターにつきましては、2業務が対象に行われました。

1点目は全国的な視点での家畜改良についてでして、この事業につきましては、15名の評価者のうち13名が当該法人が実施すべきであるとされました。評価者からの御意見としましては、センターでしかできないことに特化すべきであるとされ、民間自治体との連携の強化ですとか、役割分担の明確化、或いは種畜の多様化、系統造成の支援といったものに対応するようにとされております。

2点目の種畜検査につきましては15名の評価者のうち12名の方から、事業の実施は各自治体あるいは民間の判断に任せるとされました。評価者からの御意見としましては、コスト検証をしっかりと行って、事業を自治体に移して全体のコストが上がることはないように。また、その際、責任の所在についても明確にするようにという指摘がありました。今後、具体的に対応を検討してまいりたいと思います。

以上です。

○鈴木部会長

ありがとうございました。

意見交換

○鈴木部会長

それではこれから質疑、意見交換に入りたいと思いますが、まず最初に、口蹄疫の関係について質問等をお受けしたいと思いますが、最初に、きょう欠席の大藪委員から書面で意見をいただいております、前半1枚目はほぼ口蹄疫のことについてのコメントですので、これをまず最初に御紹介いただけますでしょうか。

○山根畜産総合推進室長

委員の皆様方の席上には配付しておりますが、読まさせていただきます。

本日の部会お疲れ様でございます。大事な部会を欠席致しまして大変申し訳ございませんが、マスコミ等でご存知の通り、現在宮崎県におきまして、口蹄疫が猛威をふるっています。本日までに8万頭を越す動物達が殺され処分されています。関係農家の皆様の心情を思うと涙が出て止まりません。

家族同様に、時にはそれ以上に大事に育ててきた子達が殺されていく時の思いを考えると言葉にもならない程です。何故この様になる前までに手が打てなかったのか、悔まれてなりません。

隣県である熊本でも各農家で消毒をしたり、牧場内への立ち入り規制をしたりしていますが、いつ県内で発生するか、毎日不安な日を過ごしているところです。

発生地域でも消毒や行動規制を厳重に行っているにもかかわらず感染が広がるのは何故なのでしょう。

感染を止めるには、この様な方法があるといった指導を是非教えてください。

さもなければ毎日気が休まることも出来ません。

今後この様な伝染病に対して迅速に対応出来るマニュアル作りと、産業動物医と公務員獣医師の増員並びに待遇の改善を是非考えてほしいと思います。

以上です。

○鈴木部会長

ありがとうございます。

それでは御出席の委員の皆様からも、この点について。

どうぞ、萬野委員。

○萬野委員

大藪委員が書かれている内容に近い内容だと思うんですが、昨日、我々の仲間の宮崎県の生産者からFAXが来ております。それをちょっと披露させていただきたいと思います。

現在、生産農家から口蹄疫疑いの報告を受け、検体が送付されてから、検定結果の公表は2日ないし3日かかっている状況です。公表までの間に興味本位の人の様子伺いで周辺行動や、噂話の風潮による弊害が出ている状況です。ここまでの発生件数の拡大の中、いち早く情報の公表がなければ現場は混乱していくばかりで、やじ馬的行動をしている人による病気の蔓延も心配されます。

疑わしい農場についての情報提供と、その周辺地域（道路等）の制限対応を行っていただければ、蔓延防止と被害の削減がより効果的に行えるものと思います。また、判定結果を待っての殺処分実施についても、現行法律では対応の遅延を招いています。

移動制限及び搬出制限区域の決定に基づく消毒ポイントの設定については、主要幹線道路（国道及び県道など）に配置されていますが、町道や市道の利用の制限（通行止めなど）は行われず、消毒を受けずに往来する一般車両は相当数あります。

消毒ポイントでの消毒実施については、一般車両への消毒対応が先日から実施され始めましたが、ドライバーの自主性に任せているだけです。また、制限区域の設定は半径 10km、20km の円で示される中、消毒ポイントを決定しているために、上記のとおり、完全な防疫体制には不十分過ぎるとしか言えません。

発生地域（市、町）と隣接する地域の間には川が流れています。この地域間の交通のためにも、必ず橋を利用しなければならず、より完全な蔓延防止には、これらの橋のたもとに消毒ポイントを設置することがより効果的であり、必要な人員も絞り込めるのではないのでしょうか。

口蹄疫感染農場の殺処分の実施においては、現行の法律に基づく実施では、埋却地の確保が困難になっていることと、と殺処分の人員不足（獣医師の免許はあるが実務経験がない人の派遣など）による遅れが大きいと聞いております。殺処分が遅れることで、日増しに口蹄疫の感染力が強まっている危険が大きいと思います。いち早く殺処分対応ができるように、公有地（国有地、県有地等）の提供も必要ですが、大多数の家畜の処分を最優先にした法律の検討もしていただきたいと思えます。

以上です。

この内容でも、また、先程の報告でもありましたように、我々としても今、この地域でとどまっていることが奇跡と思えるぐらい、現場の方、また行政の方々にすごい努力をいただいていると思うんですが、やはり細かいところは、ちょっと不十分なところもあると思います。

また、先程の報告では約 6 万強が殺処分されたみたいですが、要は対象は 11 万を超えていると。昨日、今日現在では、まだ 55 % という状況です。まずは、いかに終息させるかを最優先していただいて、現行法律等の問題があるとは思いますが、迅速な判断、行動をお願いしたいと思います。

以上です。

○鈴木部会長

ありがとうございます。

他に。

順次、堀江委員からお願いします。

○堀江委員

私ども、離れているといえば離れておりますけれども、日本は今、全体的に、南に、北にということで、相当数の物流が動いている訳であり、養豚も、実際被害に遭っている宮崎の方々には、底知れない苦しみじゃないかと思っております。そういうことで、皆さんで少しずつでも基金の調達をしようという話も出てきている訳ですが、その前に、今、養豚農家が集まれば、「おう、どうするんだよ。朝、豚舎に行って扉を開けるのが恐ろしい。俺は夕べ、夢まで見たよ」という話まで出てきている訳ですので、本当に大変だと思うんです。早急にこれを終息できるような国を挙げて、本当に超法律的なものを行わなければ絶対できないと思います。ヨーロッパなんか見ますと、最初に感染を認めた獣医が、その時点でその地域を閉鎖できるというぐらいの権限があるそうです。また、イギリスで 600 万頭という大量に殺処分した時も、殺処分という問題については非常に衛生的な問

題もあろうかと思いますが、早急な方法でやっていかないと、ウイルスをだんだん増やしていくのと同じようなものでして、そこら辺を何か今の法律の枠を超えた中でできないものかなと。一部の外国では、火力発電所で一緒に焼却するという法律を持っている国もあるそうですので、そういうことも考えながら、今の枠の中に縛られずに何かやっていかないと、抑えていけないんじゃないかなという感じがしております。

全国の畜産農家の方々、本当に今、深刻な状況で毎日を過ごしているんじゃないかと思っておりますので、その点もよろしく願いするとともに、正確な情報提供を、また消毒薬なんかも足りなくなってきたような状況ですので、メーカーの方の協力をいただきながら、皆さんが安心してできるような形を取っていただきたいと思っております。

○鈴木部会長

続いて富士委員、杉本委員の順でお願いします。

○富士委員

私も同じような意見ではありますが、現下の畜産関係者にとっての最大の課題は、宮崎県で発生した口蹄疫の問題なので、本川局長も佐藤部長も、こういう会議に出ていること自体が焦燥感というか、イライラしていることもあると思います。

今回の酪肉近の策定は5月末ということですが、半月、1カ月遅れても、口蹄疫の徹底した蔓延防止対策に専念していただいて、そっちをぜひ頑張っていたいただきたいと思っております。5月末の日程に拘ることなく、こっちを優先していただきたいというのが1点です。

2点目は、今、堀江委員、萬野委員からもありましたけれど、豚で10万頭、牛で8,000頭。殺処分して埋却しなければならないのが、まだ71例、6万3,000頭も残っている訳です。そういう意味で、現場の農家の最大の心配は埋却地不足です。早く殺処分して、早く埋却することが蔓延防止の基本中の基本ですけれども、その土地がない。それを農家に任しているとか、そういうことが今の家伝法の枠内でやれるのか。100頭、200頭、1,000頭という状況でなく、10万頭を超える状況の中で、それなりに国が埋却地を確保しない限り、早急に埋却することはできない訳で、家伝法の枠を超えてでも、対応していかなきゃいけないんじゃないかと思っております。法律の枠内で考えるのではなくて、どうしたら徹底的に蔓延防止を図れるかということをもまず先に考えて、実施していただきたいと思っております。

それから、我々JAグループも獣医師とか専門家を派遣していますが、殺処分をと畜場でやるんじゃなくて、牧場、畜舎でするので、獣医さんが殺処分をするにしても、暴れないように押さえつける、補助する人間が要る訳で、かなり精神的にタフで、慣れている人間じゃないとできない。ただ、普通の人が行けばできるというものじゃなくて、人員を出せというなら出しますので、そういう現場の本当のニーズに即した支援体制、応援体制を組んでいただきたいと思っております。

以上です。

○鈴木部会長

ありがとうございます。

杉本委員、お願いします。

○杉本委員

10年前の口蹄疫の発生は90何年ぶりということで、誰も経験はなかったにも関わらず、早々と終息したんですけれども、今回、10年前の経験がどうだったのかということで疑問を呈しておりますし、九州農政局は何をしておったんかと。本当に我々、疑問に思っているところです。

関西の食肉卸売市場は九州7県から、大体半分以上の出荷をいただいております。それについて、昨日、東京の某テレビ局3局から電話取材がありまして、「枝肉相場が上がるんじゃないか」とか、まずそういう言い方をされます。九州全域に口蹄疫が蔓延すると、九州の牛が出荷されてこないよと。我々関西だけではなくて、東京にも九州の牛は出荷されております。だから、これは別に関西だけの問題ではなくて、関東も東海も全部含めての問題で、このまま5月、6月と口蹄疫が終息しなかったら、2年後の今時分は九州産の牛が1頭もない。牛肉が本当に枯渇するような状況になると思いますので、これは早急に——もう、手遅れですけれども、昨日、やっと首相が対策本部の本部長になられたという、本当に遅いです。もっと早く手を打っていただかないと。

萬野委員もおっしゃったように、九州の畜産農家の方は本当に、今日は大藪委員も欠席されておりますけれども、寝るに寝れないような状況じゃないかと思っております。

それと、大規模な畜産農家はいいんですけども、隣接している県で、牛の出荷時期に来ている小規模な畜産農家があるんですが、小さいところでは積み合わせができない。トラックが用意できないという小さい農家の方がたくさんおられます。この方も早く、自分のところが罹患する前にと畜をしたいという要望があるんですけども、なかなか規模が小さい中ではコストがかかりますので、それに対する運賃補助も口蹄疫の関連対策の中に組み込んでいただいて、緊急的に運賃補助を出していただきたいという方々が多数おられます。これも一つ、緊急な課題にしていきたいと思うところです。

本当に口蹄疫は、蔓延すると大変なことになりますので、少しでも早く終息するように、全力を挙げて皆様方のお力をお借りしたいと思っております。

以上です。

○鈴木部会長

近藤委員、どうぞ。

○近藤委員

別な観点から、消費者の立場で支援のことを申し上げたいと思うんですけども、口蹄疫については、まだ当初、知る人ぞ知るという話だった——手遅れのスタートの頃です。その頃は、これは人間には罹らないとか、出荷はされないとか、万一食しても健康に被害はないということがセットで語られていたんですが、最近大々的なニュースになって、口蹄疫のことを何も知らない消費者がこの事件を知ることになった現在、マスコミでそのことについてほとんど語られていない。

ですから、ぜひ、その辺をきちんと情報提供するようにしないと、本当に大変な風評被害が発生する危険性があると思いますので、対策は対策として、食の安全性については、消費者に、国民に情報提供するように、ぜひしっかりと形をとっていただきたいと思います。

○鈴木部会長

ありがとうございます。

神田委員。

○神田委員

11万、12万ということをお聞きますと、非常に大きな、本当にこんなに広がっているのかなというふうに驚きました。今、皆さんから出ていたような意見は十分わかりますし、国としての対策を十分とってほしいと思います。

ただ一方で、大藪委員からのお手紙を見ての感想ですが、口蹄疫というのは非常に大変な病気であるにも関わらず、生産者現場のところではなかなか迅速に対応するマニュアルだとか感染を止め

る方法が、まだきちっと浸透していないのかなという感想を持った訳です。国がやるべきこと、それから現場でもう少しこのことについてやるべきことはなかったのか。今、申し上げることではないと思いますけれども、これをきっかけに、現場は現場での見直しをきちっとして、充実させていく必要があるのではないかというふうに感じたところです。

○鈴木部会長

ありがとうございます。

阿部委員、お願いします。

○阿部委員

先ほど資料9で、山本室長が一番最後の5番目のところで、感染経路の究明等を今やっていますということで、今現在では韓国及び香港、いわゆる大陸の口蹄疫とのホモジナス、要するに相同性が高いという状況だということですが、どのような形で、何がソースでウイルスが入ったかということについて、どうしてなんだ、感染源はどうなんだという、そこら辺について、動衛研を中心にやっていることだと思いますが、お話しできる範囲で結構ですから、今のわかっている状況をお聞きかせいただければありがたいと思うんですが。

○鈴木部会長

今までの点につきまして、説明いただけますか。

○山本国際衛生対策室長

色々意見をいただきました。まさに、日本の家畜衛生当局の総力戦ということで頑張っているところです。色々行き渡らないところがあるのではないかという、萬野委員他から色々指摘いただきました。例えば消毒ポイントは、10km、20km だけでなく、10km 圏内の中での移動を防ぐために路面の散水消毒もしたり、一般車両の消毒もできる範囲ですけれども、消毒マットを敷いたりという取組を強化しつつあります。ただ、目の届かないところはあるだろうという指摘もあります。昨日は、山田副大臣を筆頭に現地対策本部を立ち上げて、全ての関係市町を回った中でも、そういうものを全て拾い上げていこうじゃないかということで取組を強化しているところです。

次に、埋却地です。殺処分する獣医師は全国からかなり動員してやっていますが、埋却地は国有地を林野庁とも調整しながら、既に幾つかの候補地を出しております。当然、災害利用ということなので、国有地を無償で利用できるようにやっております。まず、ちゃんとそういうところを確保して、早急に鎮圧するということが重要ですので頑張っていきたいと思います。

EU、英国の例などを引き合いに、法律の不備というような話がありましたけれども、ちょっと誤解がないようにしていただきたいのは、埋却以外の焼却あるいは化製処理も法律上可能です。ただ、現地において早急に処理するには、埋却がいいだろうという現地の判断の中で、埋却ということを探られております。場合によっては、焼却というツールもあるということです。生産者が全てしなければならぬとよく言われます。これは法律上、生産者は自分の財産を所有する権利があり、管理する義務も負うという整理になっておりますが、当然ながら生産者が殺処分できる訳はありません。それは家畜防疫員がやると。その場合には県費、国費で殺処分し、埋却費用はみていくという仕組みになっているので、法律の不備ということが誤解されて報道される時もあるので、この場で紹介しておきます。

感染経路ですが、先程、症例の中で説明をしようと思ったのは、6例目が3月31日に別の病気で診療を受けていて、そのときの材料からPCR陽性という結果が出ているということです。そういうところも踏まえて感染経路の調査、色々やっておりますが、人、物、色んな動きの中で、日本

はきれいだった訳ですから、海外から入ってきた経路は何かということをやっているんですが、まだなかなか具体的なものに思い当たるところにはいかないということで、あらゆる面から調査していきたいと考えております。ちなみに、よく中国産の飼料はどうなんだという話が出ますけれども、6例目のところでは使っておりません。韓国の方も今、Oタイプ、日本と同じウイルスが同じ時期に侵入して発生しているものですから、調査をしております。やはり大陸とのつながり、人の移動等を韓国も色々調査しているところで、両国で情報交換しながらしております。1点言えるのは、今回発生しているOタイプの遺伝子のシークエンスの非常に近いものが、この冬の1月以降、中国あるいは台湾、香港含めて韓国、日本と、非常に感染が拡大している。日本だけではなくて、アジアの中で見るとそういう動きが出ております。

いずれにせよ、まさに総力戦でありまして、10km、20kmの中で徹底した防疫対応を取る。そのためには人も資材も、全てできるものは投下していくということで頑張っていきたいので、足りないところは色々とさらに指摘いただいて改善していきながら、頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○鈴木部会長

局長からお願いいたします。

○本川生産局長

今、色々説明させていただきましたが、今、富士委員からも、非常事態で、酪肉近についても先送りしてでもいいから、当面は今の対策に力を入れろと。まさにありがたい御指摘をいただいたと思っております。

今、話がありましたが、昨日から山田副大臣も現地入りしまして、今日出席しておりませんが、大野畜産振興課長も同行して、向こうで陣頭指揮を執っている状況です。とにかく、前回の和牛全共では1位になった宮崎県です。そこがこれだけ殺処分頭数が出て、種牛も6頭を除いて失うという事態になってきているという、日本の畜産業、或いは肉用牛に関連するビジネスをやっておられる方にとって、非常に危機的な状況だと思っております。まずは当面、この拡大を食い止めるということです。それがなされた後に、私どもとして関係の農家の方々、関連する肉用牛生産、或いは養豚生産の方々の経営再建を全力で支援していきたいと思っております。

政務三役に御相談したり、或いは与党とも相談をしなければならないということで、まさに酪肉近自体、少し後にずれるようなことになるかもしれませんが、このような状況も踏まえて、私ども、頑張っただけで対応していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○鈴木部会長

どうもありがとうございます。

この件は、とりあえずよろしいでしょうか。

引き続きまして、酪肉近基本方針等についての質疑、意見交換に進みたいと思います。

今日、資料を説明していただきましたように、本文案が出てまいりまして、前回の皆様方からの御意見を十分検討した上で、反映していただいているということでございますが、その点も含めまして、さらに色々御指摘をいただきたいと思っております。

一通り御意見をいただいてから、今日は政務三役の御出席はいただけませんでしたが、事務局の方から答えられる点は答えていただきますし、或いは委員の皆様の間でも論点になる点は、委員の皆様の中で御議論いただければと思います。

では、どなたからでも結構です。

阿部委員からお願いします。

○阿部委員

資料4について、事前に送られたものを拝見しました。私が関与している飼料の問題についてですが、これから日本がとるべき飼料構造については、しっかりとした方向と内容が示されていると思います。ですが、それを踏まえながら簡単に2つほど、少し欲張りなことを申し上げたいと思います。

1つは、自給粗飼料の栄養価、具体的に言いますとTDN含量について、その目標値を設定することの必要性ということです。文章中には自給飼料の利用拡大とか、広域流通だとか、自給飼料の給与体系が述べられているんですが、こういった体系の推進を実践したり、それを確実に保証するためには、高いエネルギー含量を持つ自給飼料の生産が基盤になると思います。例えば今、よく使われている牧草サイレージの栄養価、TDN含量は平均でどのぐらいかかというと、せいぜい55%程度で、これは決して高くはない。低いと言った方がいい。努力次第でもっといいものができるという状況です。これを、例えば65%程度のものをこれからは作ろうと。それによって、輸入乾草に依存しないで、自給率の高い飼料構造を作り上げていこうと。そして、65%程度の草を作るという生産体系を、本文中にたくさん書かれているコントラクター組織に受け継いでもらって、そしてそれを実行してもらおうという方向ではないかと思います。例えばイギリスでは、Dバリューという単位があります。これは地域ごとに、イギリスは牧草サイレージ、ペレニアル・ライグラスの栄養価についてかなり高いDバリューを定めています。TDNで言うと70%ぐらいと高いんですが、そういったものを設定して、そのための品種だとか、栽培法だとか、刈り取り、調製法をファーマーズリーフレットに付けて、そしてそれを地域のコントラクターも含めてやっているということが参考になると思います。

しかしながら、個々の牧草とか飼料作物について、これから目標値を定めるということはちょっと無理だと思います。今回は、現在よりももっと高いものを作ろうよということだけでもいいかと思いますが、より栄養価の高いものを作るという内容が1つあっていいかなと思います。

もう1つは、ちょっと話が飛びますけども、瑞穂の国の畜産ということをもっと文章の中で強調してもいいんじゃないかなと思います。文章の中では、色んなところで水田と畜産の結びつきの強化が強く打ち出されている訳です。飼料用稲のサイレージとか、飼料用米ですよ。今の口蹄疫が大変な中で、ロマンということを上げるのは大変心苦しいところはあるのですが、これから10年先のことで、水田に基づいた畜産物の生産、つまり肉食文化を日本に定着させるという飼料構造のもとで畜産物生産の展開を目指していこうという、畜産物の日本の国民生活におけるロマンというものを文化的な要素として加えてはどうかと思います。そういったことのアピールというのは、単に日本の畜産文化を今の地位以上に高めるということだけではなくて、他の国の畜産との比較、優位性を多くの皆さんがぱっとわかるということがあると思います。例えば、アメリカの場合にはトウモロコシとアルファルファの組み合わせ、イギリスの場合には小麦・大麦と牧草サイレージの組み合わせ、ニュージーランドは放牧草、イスラエルは食品製造副産物のTMRというような、それぞれの特徴がある訳ですね。

この中に書かれていることを、先程言ったようなセンスで日本の畜産は何かということを上げると、水田という基盤をベースとした飼料、稲とか、お米だとか、それから食品製造副産物を使ったベストミックスということが日本の畜産のあり様なんだと。これは、これから食育だとか地産地消をしていくんだということですね。私は地産地消という言葉よりも、身土不二ということが好

きなんです、そのようなことを内容的にははっちりと書き込まれているんですが、くどいように言いますが、文化的なこと、或いは日本の畜産の特徴は、こういうふうを活かされていくんだよという方向性があればいいなと思います。

これは、先程言いましたように欲張りですから、必ずしも活かされてなくても結構ですが、頭の中に入れていただければと思います。

以上です。

○鈴木部会長

どうもありがとうございます。

浅野委員。

○浅野委員

資料4の19ページのところで、飲用向けの需要量。食料自給率を50%にして、そのうち生乳の生産数量目標は800万tと。そのうち飲用向けは404万tだと書いてある訳ですけども、現状が440万tで、大体91%ぐらい、大体年率1%の落ち込みを見ているんじゃないかなと思うんです。2009年度の落ち込みを見ますと、大体3.6%。その前の年も大体2~3%、ここ4年ばかり落ち込んでいる訳です。そういう中で、1%の落ち込みで止めるというのは、飲用牛乳等を食べること、いわゆる料理に使うというのも含めて、需要拡大も一部図るということで、この数字になっていると思うんですが、乳業界もそうですし、生産者のところもそうでしょうけれども、需要拡大、消費拡大に相当力を入れないと、404万tを維持するのは大変だなと思います。そういう点で関係業界挙げて、消費拡大は今後も力強くやらなきゃいけないなと。ぜひとも国の方も、その応援をお願いしたいというのが1つです。

それから、減った分をチーズに持っていこうと。海外チーズを国産チーズに置き換えようということですけども、今度、所得補償制度を入れながら、色んな生産者に対する対策、政策が打たれると思いますが、チーズは自由化品目ですから、国際相場でチーズ向け乳価は対応せざるを得ないので、前回も同じことをお願いしておりますけども、農家はこのままの体制でいきますと、今の制度だったら、チーズ向けが増えれば、確実に農家の手取り収入は減ると。それじゃまずいということになりますので、ぜひともチーズ向けの乳価につきましても、その辺を配慮した新しい制度を、乳価体系なり、所得補償制度なりで考えていただきたいというのが2つ目です。

また、乳業にしろ酪農にしろ、合理化の項目がありました。これについては、可能な限り合理化はやっていきたいと思っています。国際相場、国際的な価格と日本の価格がものすごく乖離があることを容認したままではいけないと思いますので、生産者、我々ともども、乳業者もコスト削減に力を入れる。また、それについて色々アドバイス、支援はお願いしたいと思っています。

以上です。

○鈴木部会長

ありがとうございます。

萬野委員、お願いします。

○萬野委員

肉牛に関連して、全体の内容は、私としては十分理解できる内容になっていると思っています。

ただ、ちょっと今のタイミングなので言わざるを得ないんですが、先程、動物衛生課の方から、法律的には問題ないという説明もあったんですが、7頁の衛生対策のところ、2行目の「家畜伝染病予防法に基づく防疫措置を的確に実施する」という内容なので、法律を遵守した処置をとるとい

う内容と捉えているのですが、今、口蹄疫の発生の真ただ中で、酪肉近を例えば5月末とか、6月頭に、このままで出せるのかなというところは、実際生産をしている人間からすると、かなり抵抗があります。色んな努力をいただいていますけれども、毎日10数例ずつ増えているという現実があります。今日は最悪のタイミングで、今、どんどん増えている状況において、こういった文章がいいのか。多分、将来的には終息して、色んな問題点を踏まえて法律改正ということも、当然行われるというふうには理解していますが、5月末のタイミングでこの内容で出て、肉牛生産者、また養豚農家の方がどう理解されるかということを危惧してしまいます。

その辺のタイミングの問題等がありますし、富士委員からも、今、最終案を出すこともないんじゃないかという意見もありましたし、その辺の現状の状況、また生産者の気持ちも心配りしたような進め方をお願いしたいと思います。

以上です。

○鈴木部会長

どうも御指摘、ありがとうございました。

富士委員、お願いします。

○富士委員

私も4点ありますが、1点目は萬野委員の言われた7ページのところの表現ですけど、2行目に「家畜伝染病予防法に基づく防疫措置」、また5行目、6行目に「家畜伝染病」が出てきます。10年前のときと今回の場合では全然違う訳で、今、まさに対策を実施中ですが、今回の10万頭を超える被害が出ている中で、色んな反省点とか、ここをもっと強化すればよかったとか、こういうところは改正して充実すべきだとか、今回の事例を教訓にして、まだ収まっていませんけれども、そういうことがあると思うんですね。そういう意味で、現行家伝法が全てだというのではなくて、今回の事例も十分踏まえた上で、対策を充実するものは充実するといったことが大事なので、書き方はお任せしますが、そういうことが読み取れるように直しておいた方がいいと思います。

2点目は所得補償制度ですが、色々書いてありますけれど、現行経営安定対策が果たしている機能や、新たな仕組みの実施状況を検証し、そのあり方や導入時期を検討するということですが、現場の農家からすれば、まさに経営安定対策の根幹である所得補償制度が少なくともいつから、平成23年度、来年度から実施するとも何も書いてないので、来年からやるのか、それとも平成24年なのか25年なのか、もう少し余裕というか、時間的なあれがあるのか、それさえもわからない訳です。そういう意味で、いつから導入時期というか、そういうものが明らかにできないのかと。それから、あり方を検討するとなっているんですけど、現行の経営安定対策が果たしている機能というのは、今でも十分検証できるはずだし、新たな仕組みの実施状況というのは米のモデル補償なので、そんなに検証して、畜産の所得補償制度に関連するのか。無関係じゃないでしょうけど、そこを考えると、もう少し踏み込んだものにならないのかという気持ちがあります。何とかならないかと。

3点目は工程表です。10年先の目標なり5年先の目標という、基本計画と連動している訳ですけど、毎年毎年というか、どういうふうに今後5年間やっていくのかとか、5年後どうするかとか、そういう工程表が要ると思いますし、作っていくべきだとも思いますが、それをやるのか、やらないのか。やる場合はどういう期間で、どういう切り口でやっていくのかということも、これは質問であると同時に、実施に向けての取組みたいなものを書き込む必要があるんじゃないかと思います。

4点目は、事業仕分けが気になる訳ですが、プール資金のあり方の見直しとか、緊急性のある事業以外は国直轄でとか、事業を整理、縮減という取りまとめ人の評価結果がありますけども、例え

ば6次産業化による施設整備というものは十分対応できるのかと。それから、食肉とか乳業の流通整備も掲げておりますが、そういう流通の施設整備。コンクリートから人へという中で、本当にこういう箱物の施設整備が対応可能なのかどうか。

それから、今回の口蹄疫じゃないですけども、飼料が急激に上昇したりとか、想定を超えるようなことがこれまでも起きてきたし、起こり得る訳ですが、そういうことに対応するプール資金も必要だと思うんですが、そういうことに対応していけるのかという心配があります。そういう点について、これは質問というか、どう考えるかということですけども、そういうふうに思います。

以上です。

○鈴木部会長

ありがとうございます。

林委員。

○林委員

3点ですが、まず一つは、産業動物の獣医師の養成確保について10年後を考えた場合、私、かなり厳しいんじゃないかと思っているんですね。ここでは獣医系大学の学生を産業動物分野へ誘引する措置を考えておられる訳ですが、具体的にはどういうことかお聞きしたいと思うんです。私の知る限り、彼らが獣医系大学に入る時の、いわゆる偏差値で言うと、ほとんど医師と同じなんです。ところが、給与体系がまるで違ふと。これは、今後とも改善されないのであれば、学生が責任感がないとあって責めてもしょうがないことで、そのところは具体的にどう考えておられるのか。実際に10年後のことですから、大体予想されていると思いますけど、どこまでの措置を思い切つてとることを考えておられるかというのが1つです。

2つ目は、全体に非常にバランスよく作られているんですが、開発しなければならない分野の研究・技術開発のところ、少し全般的に弱いんじゃないかなという感じがします。10年後に、例えば国産飼料利用畜産物の高付加価値化なんかでは、技術の開発普及を促進、推進するというのがありますけども、この中では幾つか、例えば危機管理なんかも、ある意味じゃどういう体系を作っていくのかということも研究対象であり、また技術的な開発対象でもある訳ですが、その記述が少し弱いんじゃないかなという感じがします。

3点目はタイトルですけども、「酪農及び肉用牛生産の近代化に関する基本的な指針」という、この「近代化」という言葉が10年後、どういう意味合いを持つてくるのかなんですが、私は「近代化」というのは手垢にまみれた言葉で、もっといい言葉のほうがいいと思います。「近代化」は近代合理主義という、むしろ悪く語られる側面が多いため、ここは「21世紀型の酪農及び肉用牛生産」とか違う言葉の方が、「近代化」という言葉よりも、少なくともいいんじゃないかなという気がいたします。

以上です。

○鈴木部会長

どうも御指摘ありがとうございます。

それでは上安平委員、近藤委員の順にお願いします。

○上安平委員

まず私、5ページの④女性と高齢者の能力の活用という項目を拝見して、「あっ、出てきた」と思いました。でも、思ったと同時に、これが畜産部会の議論の中から生まれたというよりは、担当者の方々が組み込んで下さったことに、もっと私たちが何かやれたんじゃないかと忸怩たる思いも

しました。多分、現在の畜産というのは、じいちゃん、ばあちゃん、お母さんたちがすごく頑張って、大きな役割を果たしていらっしゃるだろうということは、皆さんの言葉の端々からも伺えますので、ぜひ、この項目が絵に書いた餅に終わらずに、10年後の畜産業に大きな具体的な効果として出てくることを、女性であり、高齢者である立場からも、ぜひ応援したいと思います。そして、ここには各界の畜産業界、関係団体の方々、担当者の方がいっぱいいらっしゃいますので、ぜひ、それぞれの所属でこの項目を念頭において、実際の業務を考えていただけたらと思います。

それから2点目ですが、私、この6次産業化という議論が出たときから感じていたことですが、ごく普通の経営規模の小さい方でも大きな役割を果たせるという意味で、大変いいことだと思うのですが、今現在、6次産業に取り組んでいらっしゃる方は、多分意欲的な方で、非常に突出したアイデア豊富な方々ですから、ある意味でいいんですけれども、これが大多数の動きとなったときに、既存の2次産業、3次産業に携わっている分野の方々と、利益がぶつかることがあるんじゃないかと思うんです。そういうときに行政側が、これを農業分野の一つの方向としてバックアップするだけのお考えをぜひ持っていただかないと、実態としては結局、機能しないまま終わってしまう可能性もあるんじゃないかと思っています。可能性としては非常にいいものを持っていると思いますので、せっかくここで高らかに謳い上げましたことを、実行に移していただきたいという気がいたします。

それからもう1つ、本当は今、申し上げることではないんですが、口蹄疫に関して、私がずっと感じていたことですが、私たち消費者である一般国民として考えると、とりあえずは余り関係がないんですが、おそらく畜産の場合、豚にしる牛にしる、これから1年後、2年後、3年後に影響が出てくるのではないかと思います。そのときに、口蹄疫のために牛肉価格が上がってしまったとか、上がってしまったから消費が落ちてしまったとか、口蹄疫に関する正しい知識がなかったために、変な消費構造となってしまうようなことにならないよう考えていくことが大事なんじゃないかなと思います。当面はとにかく、この危機状態を乗り越えられて、その後はこの痛さを忘れずに、長期計画の下に対策を練っていただきたいと思います。

以上です。

○鈴木部会長

ありがとうございます。

近藤委員、お願いします。

○近藤委員

全体として畜産物を一生懸命作っていく中で、最終的なユーザーである消費者ニーズを捉えていくことはいかに重要かということが、多方面に書き込まれていますので、私としては大変よかったなと思っています。

その上でのことなんですけれども、この方針を実行する上で、生産者、生産サイドの方々と、最終ユーザーの真ん中に立つ食品産業であるとか、流通であるとか、消費者に最終的に買っていただくというところが一番力を発揮する訳ですので、ここが持っているアイデアとか力とかノウハウというのは、消費者ニーズを把握し、消費者の購買意欲を上げる上で非常に重要な役割を果たすと思います。ぜひ、その辺について検討といいますか、それが重要なんだよということを、1つ申し上げておきたいと思います。

それともう1つは、細かいことで大変恐縮なんですけれども、新しい乳製品の開発ということで、チーズが非常に取り上げられている。これは確認ですが、チーズというのはまだまだ伸びる余地が

あるということで、例えばヨーグルトのような他の乳製品ではなくて、あえてチーズに力点を置いたということで理解しておいてよろしいんですね。それでは、了解の上ですけれども、7ページの(6)の①の国産チーズの高付加価値化の書きぶりは大変納得できる場所ですが、一方、3ページの③の、同じようにチーズの市場拡大について書いてあるところで、「輸入チーズを可能な限り国産に置き換えていく」という言葉が、置き換えるというのは取組として可能なのかなど。輸入チーズは輸入チーズであるが故に、ある一定のマーケットといいますか、消費者の喜びの中で食されておりまして、輸入チーズを止めて国産を食べましょうという運動は、販売方法としても非常に難しいと思うんですね。ですから7ページにありますように、新たな価値を持たせた、例えば日本人の口に合うとか、日本人の高齢化社会に合った国産チーズについて、積極的にマーケティングしていこうということならわかるんですけど、「輸入チーズから置き換える」という表現について、いささか私は疑問に思いますので、可能であれば、ちょっと御検討いただいた方がよろしいのかなと思います。

○鈴木部会長

ありがとうございます。

堀江委員、それから八巻委員。

○堀江委員

今、6次産業化の話が出ましたが、これについては今、皆さんからお話がありましたように、これを持続させていくのは大変で、その業界だけではやっていけない。

「酪農・肉用牛生産の産業として」ではなくて、これは農業全体として6次産業化に取り組んでいかないと、牛乳、食肉だけでできる訳じゃなくて、それを取り巻くほかの蔬菜園芸であったり、また稲作であったりというものも絡めて、一緒になって6次産業化を進めていかなければならないと思います。この「生産の産業としての持続性を確保する」だけではなくて、6次産業化というのは、やはり農業全体の話で書いていかなければ無理ではないかと思えます。

それと、この6次産業化につきましては、今、他の委員がおっしゃたように、必ずバッティングしてきます。今、私、農商工連携の認定を受けまして取り組んでおりますが、後から同じような取組をするところが非常に増えております。そしてまた、6次産業化ということで名称が変わりましたが、農商工連携の中では、本年度は今までの助成事業が3分の1カットされました。そういうことで、6次産業化が実際に動いた時に、それでは、今まで農商工連携でやってきた人はどうするんだというのではなくて、これは農業全体としてこういう方向でいくのであれば、今までやってきた事業についても、施策の中では同じように扱って、これから進めていただきたいと思えます。そういうことも明記しておかないと、ただ、これだけで終わってしまうのではないかと思えますので、その点を十分考慮していただきたいと思えます。

それから、と畜場の問題です。と畜場の稼働率を80%に上げるということですが、今、と畜場の運営を賄っているのは、ほとんどが豚です。ここにも書いてありますように、肥育牛1頭は豚4頭に換算しているということなんですね。そうすると現在の700頭というのは、豚で言うと4倍ですから2,800頭ということですか。今、そういう処理ができると畜場は日本でありますかね。

○渡邊食肉鶏卵課長

豚の頭数です。

○堀江委員

はっきり言いまして豚の頭数で700頭では、全然と畜場の運営はできません。食肉卸売市場に関

わる委員もいらっしゃいますが、700頭ぐらいのと畜場でやっているのでは、多分と畜場がやっていけなくなると思います。と畜場の稼働率を上げていく中で、今、一番問題になっているのは、食肉検査をする方が公務員な訳で、時間制限があるので、その時間内でしかと畜場の運営ができない訳です。

私ども、一回こういう提案をしたことがあると思います。食肉検査は、一般検査ができる団体に委託してやったらどうなんだと。そうすると、海外みたいに24時間の対応ができるんじゃないかと。そうすることによってと畜場の数も減らすことができるし、そこで稼働率を上げていくことができるんじゃないかと思うので、と畜場の再編整備についてはその辺りを考慮しながらやっていただかないと、生産者の負担ばかりが増えていくということになりますので、十分施策にも反映していただきたい。

それと、いつも私が申しておりますようにと畜場再編のときには、やはりトレーサビリティがきちんとできると畜場整備をしていただきたいと思います。

以上です。

○鈴木部会長

ありがとうございます。

八巻委員、お願いします。

○八巻委員

最初に、1ページの第1の1についてですけれども、他にも御意見があったかと思いますが、ここは、酪肉近基本方針の基本理念を明確にするという大きな役割があるのではないかと考えます。そういった意味では、例えば、我が国の酪農・肉用牛の安定的な発展を図るとか、国民に対して良質な畜産物の安定供給を図るといった意思というか理念というか、そんなところがあってもいいのかなと考えますが、いかがなものでしょうか。また、「振興」という言葉がどこにも見当たらないのが、ちょっと気がかりなところでございます。今回設定する目標値が現状程度ということですので、「振興」という言葉はなかなか使いにくいことがあるのかもしれませんが、将来目標を現状程度に設定すれば、現実の姿としては右肩下がりになるという心配もある訳で、そういった意味では「振興」という姿勢は必要ではなかろうかと思えます。

次に、2ページの第1の3の6次産業化云々でございます。「6次産業化の取組等により、所得の増大を図る」と記載がある訳ですけど、所得の増大というのは極めて重要な課題であります。ただ、所得の増大ですとか、経営の安定を図るためには、基本的にはこれまで取り組んできた経営体質の強化だとか、生産基盤の強化といったことをしっかり取り組み、推進していくことが必要であろうと考えます。後段の(4)、(5)にも関連する内容の記載がありますけれども、経営体質の強化とか、生産基盤の強化といったことを推進する方向を示すことが必要であろうと考えます。

それから、6次産業化について申し上げますと、資料7の方でも6次産業化に対して慎重な意見が多いように思います。確かに、酪農・肉用牛生産において、産業構造としてどういうイメージをすればいいのかというところが、非常にわかりにくいという印象を持っております。

次に、6ページの(5)の改良、新技術関係云々のところですけど、家畜改良の方向については具体的に記述されています。ですが、家畜改良の取組の基本的な考えだとか、姿勢も重要ではなかろうかと思えます。例えば、家畜改良は長期に渡って多大なエネルギーをつぎ込むことなので、計画的あるいは組織的に推進するといった姿勢を示すことが、必要でなかろうかと思えます。また、新技術については、経営体質の強化を図る上で重要な役割を果たすと思えますので、生産現場への

新技術の普及、或いは生産現場での活用の推進といったような考え方とか表現を工夫していただきたいと考えます。

最後に、9ページの(8)の②で部分肉流通の拡大の方向が示されております。具体的にはハード面の取組についての記述がある訳です。ただ、川下寄りの情報提供の拡大というか、そういったソフト面の方向について触れなくていいのかなという印象を持ったところです。

以上ですけれども、この基本方針の実現のための施策に対する意見については、次回述べさせていただきますと思います。

以上です。

○鈴木部会長

ありがとうございます。

神田委員、お願いします。

○神田委員

私も幾つか意見と質問をしたいと思えます。

8ページの⑤に、和牛の遺伝資源の保護・活用ということで、このことは重要なことだと思うのですが、ここに「最大限に保護・活用する」という表現になっておりますが、その他のところの政策のところでは脂肪交雑重視から多様な和牛肉生産へ転換していくんだという方針が出ている訳ですけれども、そのことと矛盾しないのかということを確認させていただきたいと思えます。

それからもう一つは16ページのところで、乳脂肪基準のあり方について5行ほど触れておりますけれども、この間の議論から言うと、もう少しここははっきり表現してもいいのではないかと思います。1つは、消費者ニーズの変化ということで済ませてあるんですが、どういうふうな変化があるとか、その辺の問題意識をきちんと書いておく必要があるんじゃないかと。乳脂率3.5%については、現状に合わなくなってきたという問題意識を書いておく必要があるのかなと思えました。ここでは見直しを促していくというふうになっているのですが、見直しが必要なのではないかと、もう少しはっきりした表現がいいというふうに思いました。

それから、第4の(3)の牛乳・乳製品の安全性のところのHACCPの問題を29、30ページで触れています。HACCP手法については、10年後に牛乳・乳製品については9割以上というふうに目標を立てているので、かなり高い数値と見ることもできますが、現在65%ということで、安全性の確保という意味では、もっとスピードアップして、充実させていく必要があると思っております。10年間で9割に持っていくというのは、ちょっと漠然としていますので、どんな計画があるのか、私は義務化していてもいいのではないかなと思うのですが、その辺のことは考えていないのかどうかということをお聞きしたいと思えます。

それから資料5で、各家畜の10年後の目標ということで、9ページの「めん羊・山羊の10年後のイメージ」というところで、こういったものについては多様なよさがあるので進めていくということですが、私は肉用としての需要が非常に期待されているのではないかなと思いますので、肉用としての位置付けをもっと明確にしてほしいと思えますし、絵も食卓の上にラムが乗っているようなイメージで進めていただいただけるとありがたいなと思えました。

以上です。

○鈴木部会長

どうもありがとうございます。

他にはよろしいでしょうか。

杉本委員、お願いします。

○杉本委員

32 ページで、我々、食肉市場の生命線である建値市場としての価格形成を謳っているんですけども、これに相反する文面として9ページの(8)の②の下の方、産地食肉センターの拡充によって、食肉の取引価格は一般的には食肉卸売市場における取引価格を指標としている」との表現があります。ただ単に「指標」としているのも、参考にするだけで取引価格にはしていないよという文面に捉えられます。我々は毎日毎日、頭数を集めてセリをしている意味合いが希薄になっているような文面に捉えられるかなということで、ちょっと危惧しています。

以上です。

○鈴木部会長

ありがとうございます。

時間は既に12時を回っておりますけども、今日、できる限りこれについても御意見を出しておいていただければと思いますので、今までのところでさらに委員間で御意見、相違する点とか、御指摘しておきたいことがあればお願いしたいと思いますが、よろしいですか。

あと、八巻委員から、次回にというふうにおっしゃいましたが、今日その部分を出しておいていただいた方がよろしいかと思っているんですけど、よろしいですか。

○八巻委員

次回。

○鈴木部会長

そうですか。

では、大藪委員の意見の後半をお願いします。

○山根畜産総合推進室長

大藪委員の2点目でございます。

6次産業化について

現在6次産業化を考えている方は個人が主体です。補助事業の3戸共同要件は無理があると思います。小規模な農家が加工を考えているケースが多いと聞いていますので、もっと使い勝手のいい事業を考えるべきだと思います。

自給飼料基盤に立脚した国内畜産について

自給飼料を作る為に、今一番問題になるのが飼料畑の整備です。耕作放棄地を作ろうにも、道が狭かったり畑が狭かったりで作付出来ません。草地基盤整備をすすめるのと同時に、土地基盤整備も必要です。

以上です。

○鈴木部会長

ありがとうございます。

それと、この前も少し議論になりましたが、所得補償政策の部分の書き方については、富士委員からも御指摘がありました。他の委員からはこの点については特に御意見はございませんでしょうか。

堀江委員とか萬野委員は生産者の立場から何かございますか。

○堀江委員

先程富士委員がおっしゃいましたように、先が見えない。お話しだけはあるけども、実際の話が出てこない。今年度は今までどおりでいいよと。来年度からはあくまで戸別補償、個人個人の対応だということでお話を聞いております。そのようにやるべく準備をしている訳ですが、生産者に浸透させるというのが今、大変です。それと、地域によっては行政、或いはJAからも、多少なりとも助成金もいただいている地域もあります。今度、所得補償制度になったときに、地域からそういう助成金をいただくことが、非常に難しくなってくるという考えも出ております。その受け皿がない訳です。今までは、畜産協会なり、価格安定基金協会なりがまとめてやっていた訳で、そこに県なり、JAからの助成金等が入ってきて、皆さんに分けていた訳ですけれども、そこで手数料を取るのはいけないということで戸別補償になった訳ですが、そういうことで非常にやりづらいという面もあります。10年後ですから、はっきりした道筋を立てていただかないと、生産者も安心して生産できない。現在、新しい米の戸別補償制度が創設されて、未だに運用されてない訳で、申込締切は6月までとなっており、実際の運用は、おそらく8月頃からになってしまうんじゃないかと思えます。養豚農家は非常に厳しい状況が続いている訳です。

それと、先程から話があります、口蹄疫の発生地域の方々は、「借金だけ残って、これからどうするんだ」という考えも多分出てくると思えます。そういうこともありますので、所得補償制度については、年度当初からすぐ運用できるような方向でこれからの仕組みを作っていただきたいと思えます。

それと、全体的なことですけれども、10年のスパンでやっていくと。ここで色々皆さんと論議している訳ですが、10年間という訳ではなくて、3年ごとぐらいに、制度について検証して、悪いところは直していくという形をとっていただかないと、多分うまくいかないんじゃないかと思えますので、そういう点もよろしく願いいたします。

以上です。

○鈴木部会長

萬野委員。

○萬野委員

肉牛の場合は、既に新マルキン、子牛の基金等、どちらかという所得補償制度に近い制度が現在あります。それがまた今後の色んな方向性の中で、改善もされると思えます。

ただ一つ、この基本方針の中に、家畜市場と食肉市場の再編の部分があります。基本的に現在、マルキン子牛の基金等においても、市場価格というものが公表されて、それをベースに所得が算出されており、そのベースとなる大きなデータが、家畜市場及び食肉市場から出ています。市場原理が反映された状況の中で、所得の変化をフォローしていくという考え方だと理解しております。つまり、家畜市場や食肉市場の再編は、所得補償制度ともリンクしているんだということを意識して改善、改革を進めていっていただきたいと思っております。

○鈴木部会長

ありがとうございます。

それでは、ちょっと時間が押していますが、大体これで御意見をいただいたということで、事務局から質問等について回答いただきたいと思えます。

最初に1点だけ、私の方から紹介しておきますと、富士委員から御指摘のあった平成23年度等、年度を明示できるかどうかという問題については、基本計画の策定の最終のところでの議論を思い

出させていただきますと、畑作について平成 23 年度に本格実施という表現を入れておりましたが、財務当局の方から、「予算が付くかどうか分からないものを、年度を入れることは絶対に認められない」ということで、大変な議論になりました。その前の具体策については全面削除と。要するに、予算が付くかどうか分からないのであるからということ。しかしながら、10 年後、20 年後に向けて、現場が安心して計画が立てられるような方向性を出すのが基本計画なり、基本方針なんだから、一切具体的なところが何も書けないのでは、単なる作文にもならないということです。しかしながら、そこは具体的な年度を入れずに「検討する」という言葉を入れることで、何とか折り合いをつけた経緯があります。

そういうふうな政府内での非常に厳しいやりとりがあるということ、このことがいいかどうかは問題ではありますが、そういうふうな内部調整があるということで、実際には厳しいところがあります。

それでは、事務局から順次お願いします。

○池田畜水産安全管理課長

林委員、大藪委員から、産業動物獣医師の確保対策について御質問がありましたので、現状の対策をお答えしたいと思います。

御案内のように、産業動物獣医師は牛あるいは豚の診療、診断等を行っている獣医師ですが、これについても平成 19 年に、当方で需給の見通しをいたしました。やはりこのまま手をこまねいてると、今後不足になっていくだろうという見通しでございます。これに対して我々としても、食の安全、畜産物は健康な家畜から生まれる訳ですから、それを担う獣医師の確保は非常に大きい仕事、大きい課題だと感じております。

何をやっているかということですが、まず獣医系の大学の学生に対しては、1つは学生といっても、大動物である牛、豚に触れる機会がそう多くありません。実際に産業動物に行かれた方に聞くと、学生のときに実習でそういう現場に行くと。それで、そういう分野があることを知ったという方がかなり多くおります。そういったことから、学生の現場での実習に対して支援してまいります。それから、就学資金を給付してまいります。これは、就学資金をもらい、卒業後、もらっていた期間の 1.5 倍の期間の間、産業動物分野に勤めた場合には、それを返還する必要がないということで就学の援助をさせていただいています。それから獣医の学校の講義で、実際、世の中で何が起きているかということを知っていただくことも含めて、私ども、出前講義と言っていますけれども、全国 16 大学に赴きまして、お話をさせていただいている。或いは今、教育のカリキュラムそのものについて、文部科学省で会議を開いて議論しております。そういった中で産業動物獣医も含めて、今後、カリキュラム等々の面で改善が図られていくと思っております。

それから卒業後ですが、当然、新規の産業動物獣医師の分野に行っても、すぐに一人前という訳にはいきません。そういった方々への研修も行っております。

待遇の話も出ましたが、確かにそういう問題もございます。これについて、例えば多くの県では、調整手当を上乗せするという取組もなされておるところです。

こういった諸々の対策を行うことによって、獣医師の確保に努めているという状況です。

以上です。

○渡邊食肉鶏卵課長

私からは家畜市場ですとか、と畜場、食肉市場に関連したお話のお答えをさせていただきたいと思っております。

御指摘がございましたとおり、家畜市場の取引価格ですとか、或いは食肉市場の取引価格から出てくるデータは非常に重要な役割を果たしている訳でして、現在でも、例えば肉用子牛生産者補給金ですとか、或いは豚肉調整保管ですとか、現在でもそういった色んな制度の重要な要素として、まさにリンクしているところです。そういったことから、市場で適正な取引が行われて、ちゃんとした価格が形成されるということは、非常に我々も重要なことだと認識をしております。

この点、杉本委員からも御指摘ございましたけれども、指標といいますか建値といいますか、例えば食肉市場の話をお願いしますと、大阪、或いは東京といった食肉市場は建値市場として、我が国全体の市場経営する者以外も含めて、全体の価格形成に大きな役割を果たしているということですが、一方で、産地食肉センターの整備が進むことで、卸売市場の機能がどうなるのかといった懸念もある訳でございます。

卸売市場の機能につきましては、将来方向に関する研究会を開催しております、市場の有する集分荷や価格形成、或いは代金決済といった機能、情報発信機能の強化が必要だという御意見を多数いただいているところです。このような基本的な機能は重要だという認識をしております、先程、9ページと後ろの部分で齟齬があるんじゃないかという御指摘があったところですが、齟齬をきたして書いているつもりはございませんので、表現ぶりなど、稚拙な部分があれば改めさせていただきたいと思いますが、考え方としてはそのような考え方でやっているということです。

また、御指摘のございましたと畜場の目標ですけれども、先程ちょっと説明不足だったので補足させていただきますと、考え方としましては、前回の目標では平成27年度、5年後で625頭を目標として掲げさせていただきました。それが現状までに700頭のところまでできております。ただ問題は、現在の最大の課題は稼働率であるということで、700頭という現状をベースに稼働率8割ということで、今回の目標を掲げさせていただいたところです。また、御指摘のとおり、と畜場の食肉検査員の時間制限があり、と畜場の合理化を図る上で、それが1つの課題だということは認識をしております。と畜場の検査員の問題というのは、厚生労働省の所管になる訳ですけれども、我々もいたしましても毎年1回、或いは随時、厚生労働省と意見交換をするなど、どういった課題があって、何ができるのかという議論をしております。

繰り返しになりますけれども、と畜場の合理化というのは、食肉の流通、合理化に重要でありますので、なかなか進まない面もございますが、皆様の色んな意見を聞きながら、今回の目標設定も踏まえて対応していきたいと考えております。

以上です。

○倉重牛乳乳製品課長

まず浅野委員から、消費拡大と乳業等の合理化についての御決意と国の支援のお話がありましたけれども、御指摘のとおり、国としてもこの2点については非常に重要だと思っております。ただし、どのような手法で、より効果的にその効果を上げられるかということについては負担の見直しをした上で、今後も努力をしていきたいと思っております。

また、所得補償制度につきまして、チーズについて特に御指摘があったところでございますけれども、所得補償制度につきましては現在検討中ございまして、色々な意見が各方面であると理解しております。浅野委員の御指摘も踏まえまして、今後とも引き続き検討をしていきたいと思っております。

次に、近藤委員からチーズのことについてお話がございましたが、御指摘のとおり、我々も例えば輸入チーズを止めて国産を食べて下さいという運動を起こすことを考えている訳ではございませ

ん。そもそもチーズ自体の消費量は1人当たり年間2 kg ぐらいで外国に比べてもまだ非常に低い水準にあります。チーズは輸入チーズも含め、今後とも消費の拡大が見込めるのではないかと考えております。輸入チーズといいますが、現在でもスーパーとかで売っているカマンベール的なものから、業務用のものから様々です。我々が目指したいのは、例えば業務用のものであれば品質も当然重要ですが、輸入品と対向できるような価格で生産できること、また家庭用のものでしたら高品質化を進めて、おいしい国産のチーズも選ばれていくような条件整備を進めていかなければいけないと考えています。その意味では、輸入チーズを当然嗜好される方はそれを楽しんでいただき、それを否定しようということでは毛頭ございません。

最後に、神田委員から2点ほどございました。まず、乳脂率の議論ですが、畜産部会で、説明させていただきましたときの議論を踏まえ、我々が理解するところでは、まさに色々な論点があるということで、それらの論点について、まだまだ検討をしていかなければいけないところがあるので、今後関係者が集まって、総合的に議論をしていくことが重要だという議論になっていたのではないかと認識しております。このような書き方をさせていただいているところです。

HACCPですが、御指摘のとおり、非常に割合を上げることは重要だと思っております。スピードアップをしていかなければいけないと認識をしているところです。その手法につきまして、神田委員も義務化も考えるべきではないかという御意見は重要な御指摘だと思います。一方、流通の面では、すぐには対応できずに混乱を生ずるおそれもございますので、混乱を避けながらも、HACCPについては、消費者の皆様が安心して牛乳・乳製品を食べることができるようにスピードアップをしていきたいと思っております。

以上です。

○山根畜産総合推進室長

私から何点か。阿部委員から瑞穂の国の畜産という文化論的なお話をいただきました。一般に文化論といいますと、多様な価値観の中で議論が分かれるところでもあり、デリケートな面もございますので、酪肉近基本方針に文化論的なことを書くのはちょっと難しいかなと思っております。

富士委員から、所得補償制度のところ、「新たな仕組み」は米のモデル事業じゃないかというお話がございましたが、ここではいわゆる新マルキン等の仕組みを指しているということです。

あと、工程表という御意見がございましたけども、要するに、酪肉近をどのよう今後フォローアップしていくのかということで受け止めさせていただければと思います。

林委員から「近代化」という言葉はどうかとございましたが、法律上の言葉でございまして、いかんともしがたいところがございます。今後のプレゼンの仕方で工夫できればと思います。

あと、6次産業化で色々御意見をいただきましたけれども、本文に「6次産業化の取組を支援」と記述しており、そのスタンスは明確にしてございます。施設整備の3戸要件の問題については、個人の資産に対する補助の是非ということで、制約があるということですが、他には融資等の支援もございまして、これら以外でも、例えば、ソフト面の支援ですとか、いずれにせよ今後とも支援していくということは変わりはないです。

あと、八巻委員からいくつか言葉の点をいただきましたので、検討させていただきたいと思っております。気持ちとしては「振興」ということを否定している訳でございませぬし、「生産基盤の強化」も否定した訳ではございませぬので、御理解いただきたいと思っております。

私からは以上です。

○小林草地整備推進室長

阿部委員からお二つの話があって、今、瑞穂の国のお話がありました。私からも少し補足も含めて、お話しさせていただきたいと思います。

今、畜産総合推進室長からありましたように、酪肉近にはなかなか文化論というのは難しいかもしれませんが、これから所得補償制度も含めて、飼料を作ることを具体的にどう広めていくかという中で、先程阿部委員がおっしゃられた日本としてどういうふうに関土を利用していか。それはもしかしたら、瑞穂の国ということ的前提を考えるべきという発想は持っておりますので、そういうことをPRする普及の段階で使わせていただきたいと思います。

もう1つ、栄養価の目標にチャレンジしてはどうか。「欲張りではあるが」という前置きでしたけれども、まず結論から言いますと、オールジャパンで現状値を掴まえることはなかなか難しいです。コントラクターがしっかりしていたり、また北海道の指導がしっかりしているところは現状値も掴まえておられる訳ですけれども、そういう意味で、酪肉近の中に耐え得る、今ここに盛り込むというのはなかなか難しいという実態があります。ただ私どもとしては今、サイレージも流通の対象として考えていたり、稲WCSも、稲作目からの販売物品として考えていたりする中で、その視点は必要だと思っております。従いまして、私どもは、例えば基準を作るという作業をしたり、お互い品質を共有するという仕事の中でぜひ取り入れて勉強していきたいと思っております。また、具体的には10年後の目標と言わず、例えばコントラが立ち上がる、又は草地基盤の整備をするといったときに、個別のところにもその発想をじっくりと、すぐにでも入れていきたいと思っております。

○菊地畜産技術室長

神田委員から、家畜改良の関係で2点ほど指摘をいただきました。

資料4の8ページの和牛の遺伝資源の保護・活用の関係ですけれども、ここの趣旨は、和牛は我が国固有の品種で、国内資源で改良を進めていかざるを得ないということで、国内で最大限、多種多様なものを保存すると。そういった中で種々の改良ニーズに応じて、必要な引き出しから資源を出して、活用して改良を進めていくという趣旨でございます。

それからラム肉の関係ですけれども、これは私の説明不足もございましたが、資料6の家畜改良増殖目標の本体の32ページに、めん羊をめぐる情勢がございまして、今の国内生産量は100t程度ですが、この中の0.5%しか国産のものがございませんので、ラム肉は増大をしていきたいと考えております。本文の中でも30ページに「ラム肉の需要に対応するために、産肉能力の向上及び繁殖能力の向上を図るとともに、粗飼料の利用性等の特徴を生かしためん羊の生産に努める」ということで、地域振興の観点からも推進を図っていきたいということです。

以上です。

○鈴木部会長

局長、お願いします。

○本川生産局長

先程の防疫対策のところの表現について、萬野委員と富士委員から、法律に基づく防疫措置等を単に木で鼻をくくったように書くのはどうかという、おそらく不快だろうと思うんですが、ただ、防疫措置というのは家畜の殺処分をするということは、憲法で保障された財産権を侵害することに繋がりますので、これは法律に基づいた防疫措置という表現を欠くことはできないだろうと思っております。

ただ、ここの表現において、今の口蹄疫の状況だとか、そういうようなものを少し念頭に置いた表現ができないかというお気持ちも十分理解するところですので、この点も含めて、今日いただい

た意見をきちんと政務三役にも伝えまして、私どもとして案文なり、また再度調整をし、お答え申し上げたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○鈴木部会長

どうもありがとうございます。

大分時間も押していますので、まだ他にもあろうかと思いますが、今日はこのぐらいで締めさせていただきたいと思います。

今、局長からもお話がありましたように、今日の貴重な意見を踏まえまして、事務局の方で、できるならば次に最終案として提示いただきたいと思いますので、もし、今の時点でさらにこの点は言っておかなきゃということがありましたら、書面で事務局に出していただいても結構です。まだ、次回いつ開けるかが定かではございませんので、そういうことも含めて、そういう対応もお願いできればと思います。

それから口蹄疫の件につきましては、皆様からも強い意見がありましたように、何とか総力で拡大をくい止めていただいて、被害農家の再建を急いでいただき、畜産部会としても強い意見があったということで、今日は締めさせていただきたいと思います。

○近藤委員

すみません。議事録外で口蹄疫のことでちょっと言いたいので、いいですか。

○鈴木部会長

はい。

○近藤委員

殺処分された家畜について、画面に出さないようにという努力はできませんか。非常に変な風評被害というか、マスコミの興味をあおるような画面が出ないように。今、もうなっていますけどね、一般の人は入れないから。でも、地域の人が撮った写真は既に画面に流れているんですよ。何とか避けてほしいと思う。本当に一般の消費者に不要な関心を持たれないようにぜひお願いしたいと思います。

○佐藤畜産部長

その点についてはまた持ち帰りまして、農水省の広報を通じて色んなことをやってみたいと思います。ありがとうございます。

閉 会

○山根畜産総合推進室長

次回の畜産部会の日程でございますが、先程富士委員からのお話もございましたように、口蹄疫等諸般の情勢もございますので、改めて御連絡させていただきたいということで、当初5月中に策定をと申し上げておりましたが、各県で酪肉近基本計画を作るという関係もありますので、事務局としては6月にはまとめたいて考えております。できれば次回の部会で答申をいただければと考えております。

以上です。

○鈴木部会長

では、これで終了いたします。ありがとうございました。